

新旧対照表

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年神奈川県規則第105号）の一部を改正する規則

新	旧							
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>金属鋳業に属する事業所（当該事業所が同時に他の業種に属する場合を含む。）</u>に対する改正後の別表第9の規定の適用については、<u>平成31年11月30日</u>までの間は、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.03」とあるのは、「<u>0.08</u>」とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）の排水のカドミウム及びその化合物に係る許容限度については、平成27年5月31日（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置する事業所にあつては、同年11月30日）までの間は、改正後の別表第9の規定及び次項から附則第5項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる業種に属する事業所に対する改正後の別表第9の規定の適用については、<u>平成29年11月30日（金属鋳業に属する事業所にあつては、平成31年11月30日）</u>までの間は、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.03」とあるのは、<u>同欄に掲げる業種の区分に応じそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句</u>とする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 1141 2078 1369"> <tbody> <tr> <td>金属鋳業</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）</td> <td rowspan="2">0.09</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 前項の表の左欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種に属する場</p>	金属鋳業	0.08	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1
金属鋳業	0.08							
非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09							
非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）								
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1							

新	旧
	<p>合において、改正後の別表第9の規定又は同項の規定により業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用については、当該事業所に係る汚水等を処理する事業所については、当該事業所の属する業種に属するものとみなす。</p>	<p>5 前2項の規定の適用については、当該事業所に係る汚水等を処理する事業所については、当該事業所の属する業種に属するものとみなす。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>6 (略)</p>